

## 平成 23 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 23 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 23 年 6 月 14 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
総 務 課 長 森 隆志 君	建 設 課 長 山田 聡 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民生活課長 林田 政佳 君
農 委 局 長 (原田 尚登) 君	町民福祉課長 三根 貞彦 君
水 道 課 長 西坂 孝良 君	財政管財課長 下野 慶計 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長 富永 勝 君
会 計 課 長 森山 武司 君	

4 書記は次のとおりである

議会事務局長 上杉 房男 君	書 記 湯藤 美絵子 君
----------------	--------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 22 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 10 号))
- 日程第 4 議案第 38 号 東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 39 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 40 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 41 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 8 議案第 42 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 9 議案第 43 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 44 号 平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予  
算(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 45 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 12 議案第 46 号 平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

- 日程第 13 議案第 47 号 平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 14 報告第 3 号 繰越明許費に関する報告について  
(平成 22 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 15 報告第 4 号 繰越明許費に関する報告について  
(平成 22 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計)
- 日程第 16 報告第 5 号 繰越明許費に関する報告について  
(平成 22 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計)

## 開会（午前9時30分）

### ○議長（森敏則君）

おはようございます。

会議を始める前に、連絡がございました。教育長が中体連の開会式に出席の為遅れると言う事でございます。許可をしております。

それではこれより平成23年第2回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

これから諸般の報告をします。

始めに、議長報告ですが、皆様のお手元に配布しておりますので朗読は省略致します。

次に地方自治法第235条の第3項の規定により例月出納検査結果報告書がお手元に配られましたとおり提出されておりますが、朗読は省略致します。

次に、陳情第5号、安心でおいしい主食を保育所の3歳児、4歳児、5歳児に提供することに関する陳情については配布のみとします。

次に、新議員研修会研修結果報告書が、滝川議員と佐藤議員よりそれぞれ提出されておりますが、提出者の報告は省略し配布のみとします。

次に、町長の行政報告をお願いします。

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

あらためまして、おはようございます。本日ここに第2回の定例町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

本定例町議会付議事件につきましては平成23年度東彼杵町一般会計補正予算第1号、他4つの特別会計の補正予算、専決処分の承認を求めるもの1件、条例の一部改正が4件、損害賠償の額を定めること及び和解するものが2件、繰越明許費に関する報告については3件でございます。宜しく願いいたします。

行政報告につきましてはお手元に配布いたしておりますが、1枚めくってもらいまして、私の就任が5月の21日でございますが、町長と事務引継ぎをいたしております。

その後26日に、長崎県市町スクラムミーティングということで、県知事以下長崎市長以下20名でミーティングをやっております。

31日が東彼杵郡町村会の定期総会ということで、今年から2年間町村会長が東彼杵町の方に回ってきております。

それから6月2日に東彼地区保健福祉組合臨時議会が開催されております。

次に6月7日が町の防災会議を行なっております。

次に昨日行いました、大変雨の中お疲れでございました。宮中献穀田お田植え祭約150名の参加でございます。宜しく願いいたします。以上で終わります。

### ○議長（森敏則君）

以上で町長の行政報告を終ります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（森敏則君）

これから議事に入ります。日程第1会議録署名議員の指名を行いません。  
本定例の会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって3番、浪瀬真吾君、4番、堀進一郎君を指名します。

## 日程第 2 会期の決定について

### ○議長（森敏則君）

日程第2会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から23日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって会期は本日から23日までの10日間に決定しました。

## 日程第 3 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (平成22年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号))

### ○議長（森敏則君）

次に日程第3議案第36号専決処分の承認を求めることについて平成22年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第36号専決処分の承認を求めることについて平成22年度東彼杵町一般会計補正予算(第10号)でございます。これは、先にお詫び申し上げますが、本来ならば前回の臨時町議会で報告すべきものでございます。前町長が専決処分をしたものでございますので、非常にそういう手違いがございまして迷惑掛けております。今回追加してお願いするものでございます。

内容につきましては、お手元の議案書でわかりますように、現在これは簡易水道特別会計の方で工業団地の方に配水池の増設を2箇所。県の工業団地の方に60tを1箇所。それから赤木地区の方に40tを1箇所ということで現在工業団地につきましては工事を進捗中でございますが、赤木地区につきましては今現在入札が終った段階で、8月31日完成で進めております。そこに一般会計から繰り出しをするのであります。そういう事務のミスがありまして大変申し訳ございませんが、衛生費として簡易水道特別会計繰出金23,692千円、合計で539,864千円繰越明許の補正でございます。宜しく願いいたします。

財政管財課長。

### ○議長（森敏則君）

財政管財課長。

### ○財政管財課長（下野慶計君）

今町長から説明がありましたとおり、5月27日に開催されました第2回臨時会におきまして、平成22年度東彼杵町一般会計補正予算第9号におきまして繰越明許費の補正を計上して承認を

頂いたわけですが、繰越明許費の設定を遺漏しておりました。誠に申し訳ございません。ここに改めて平成22年度東彼杵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について報告しまして承認を求めるものでございます。補正内容は第1表繰越明許費補正に記載しておりますとおり、産炭地域活性化基金助成金を財源とします簡易水道事業特別会計繰出金について繰越明許費の補正をおこなうもので、23,692千円を計上致しております。工業団地配水池創設工事の財源の中心となるものでございます。宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑をおこないます。

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

専決処分の件でこの件とちょっと関連しますので質疑をさせて頂きたいと思いますが。

報告3号で、後にあがってきます報告3号、子ども手当でシステム法改正対応業務委託料。ここで翌年の繰越額が0になっています、0に。限度額だけこっちの方に報告があっております。本来なら、町長にちょっとお尋ねしたいのですが繰越明許費22年度の予算ですのでここで繰越明許費の補正で対応されるのが筋じゃないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員のご指摘の件は、これは繰越明許費の予算があってそのまま計算書が報告でございますので、当然補正を先にしないと、前回の議会ですべきだったと解釈しております。

○議長（森敏則君）

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そしたらこれの繰越明許の補正があがっています。こっちの子ども手当でも一緒に修正してあげるべきじゃないですか。いかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（下野慶計君）

ただいま岡田議員からのご指摘の件でございますけれども地方財務の実務提要を見ました所、そこに繰越明許費についての記載がございました。ちょっと読み上げますけれども。

繰越明許費についての予算議決の意味は、繰越して使用する事の出来る額の最高限度額を示すものですから、実際に町が繰越す額は議決額どおりである必要はありません。また当初設定した繰越明許費の額を超えて繰越す必要が生じた場合にあっては繰越明許費の補正が必要となります。という記載がございます。

今回額が0になったということでございます。額を超えて繰越す必要があった場合には補正が必要ですがけれども今回の場合、補正は必要ないと思います。

○議長（森敏則君）

9 番議員岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

3 回目で最後ですけれど。

支出がもうないのです。限度額は超えてはおりませんが、しかしもう 9 号補正で落してしまわれているのです、支出額を 0 に。だから 0 に落したものを、なんで繰越す限度額だけとおっしゃっても繰越すお金がないのです、財源が。その場合にはこの制度は利用することができないのではないですかと思って私は今回、ここの補正が挙がってきましたから遺漏で一緒にここで対応されるのが筋じゃないかと思って。

町長の見解をお聞きします。以上。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程私も勘違いしておりましたけれども岡田議員の言われるとおりでございます。その通りしなくてはいけないのですが、こういう 0 表示でも問題は無いと思いますので宜しく願いいたします。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。岡田議員納得しましたか。

暫時休憩（午前 9 時 43 分）

再 開（午後 9 時 46 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を開きます。他に質疑ある方。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。議案第 36 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって議案第 36 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終ります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 47 分）

再 開（午前 9 時 48 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

これから議案第 36 号を採決します。この採決は起立によって行ないます。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。了解いたしました。起立多数です。従って本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 4 議案第 38 号 東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

日程第 4 議案第 38 号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 38 号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例、これにつきましては提案の理由といたしまして、町づくりの機能的組織体制作りに向け、役場組織の見直しを行なう為本案を提出するのでございます。

ここで述べますけど、私の今回の出馬の理由にもまちづくりというのを大々的に考えております。そういう中でこの 40 年間役場の方で勤務してまいりまして、企画係というのがございます。しかしその中で企画係の機能というのが、思うところに、そういう調整機能とか各課との連携とか或いはビジョンづくりとかそういう面で若干欠落した分がございましたので提案をしております。宜しく願いいたします。

○議長（森敏則君）

これより質疑をおこないます。  
6 番議員吉永君。

○6 番(吉永秀俊君)

新しい課の設置ということですがけれども、私も 8 年間議員をさせていただいて初めてじゃないかなと思うのですが。新しい町長のたつての希望ということで作られたのでしょうか、今議案の中にまちづくり課ということで (ア)、(イ) ということそれぞれ業務内容を書いているわけですがけれども、当然ここには課ですから課長さんがいらっしゃると思うのですが、そのほかにどのくらいのスタッフを考えておられるかをお聞きしたいと思えます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現在まだ年度半ばでございますので現勢力でまいりたいと思っております。従いまして 3 名体制くらい、課長、係長、担当です。それに嘱託の方が入るのかなと考えていますけれど、そういう現体制で組み立てをしまして、まず骨格を作ってちゃんとしていこうかなと考えております。

○議長（森敏則君）

他に。  
6 番議員吉永君。

○6 番(吉永秀俊君)

その横には、多分総務課長さんがいらっしゃると思うのです多分、今企画係は総務課の中にありまして、その横にはまちづくり課の課長さん、その横には総務課長さんが多分いらっしゃると思うのですが、やはりこういった新しい部署を作った場合は親離れと言いますか、やはり権限委譲が必要になってくると思うのです。

そうしないとやはり以前の総務課の中の企画係というイメージだと、どうしても新しく部署のトップに立った方は町長が意図とするところの仕事が思う存分出来ない場合があると思うのです。ですからそこら辺の総務課との関係関連といいますか、上位関係と、そこまでないのですけれども、そこら辺の横のつながりがどうなっているのかをお尋ねしたい。

○議長(森敏則君)

町長。

○町長(渡邊悟君)

これにつきましては、総務課に限らず関係各課全庁的な集約の窓口です。各事業それぞれの課でおこないますので、そういう水道工事、道路工事それから林道とかいっぱいありますけれどもそういう工事自体もばらばらなのです、水道管をいけるとか、たとえば舗装するとかそのあとにまた舗装するとか無駄がございますので、そういう情報の司令塔みたいな感じでやっていこうかと思っております。

従いまして総務課とも財政とも当然調整しないと企画の発揮できませんのでそのへんは小さな町ですので十分連携とれますのでこれから2年、3年に向かって、もうちょっと体制を整えて。

それからさきほどおっしゃったスペースあたりも総務課、まちづくり課とできるわけですが、どういうふうに配置するのか今後時間をかけて調整をしながら体制を整えて行こうと考えております。

○議長(森敏則君)

3 番議員浪瀬君。

○3 番(浪瀬真吾君)

只今スタッフは3名くらいを考えているという同僚議員の質問の中で答弁がございましたけど、一般会計補正にも委託料ということで1,000千円あがってきております。

まちづくりアドバイザー業務委託料ということなのです。

そういったことで、こういったところから何名程度そういった人員も、こういった職種の方、アドバイザーですから先程言われたような内容についてアドバイスを受ける事だと思っておりますけれども、主に基本的にはこういったところから委託していかれるのかをお尋ねいたします。

○議長(森敏則君)

町長。

○町長(渡邊悟君)

その回答は、補正予算の方でしたかったですけれども。

スタッフとしては3名、あるいは嘱託がいて4名くらいの体制を考えていますけれども。

アドバイザーにつきましては、例えば大学とかそういうところをそのくらいで回答しときます。

後ほど補正予算で質問があれば回答いたします。

○議長(森敏則君)

他に。



4 番議員堀君。

○4 番(堀進一郎君)

今町長の説明等がありまして、確かに私も、このように行政の中で企画係に準じる課といえますか、組織を作ると言う事は、非常に私は大事な事であって、今回のこの創設につきましては、新町長の政策の目玉政策じゃないかという期待をもっております。そういう中で是非1つ、まちづくりにむけてやはりこの企画の中でどういう推進を進めていかれるかですけれども、将来にむけた町のあり方、そういうものをしっかりと計画を立て、そしてそれに集中した予算をつけて執行していくというような体制を期待しております。

今3人くらい程度のスタッフで一応試作的に設置したいということですが、この中で私の要望ですので回答はおりません。企画と言うものは企画担当のそういう人をしたのがいいのではないかなと言うことと、それからできれば行政のなかでも女性の思考というものは非常に大事です。女性を1人でも配置されて充実した企画課、町民の期待する仕事ができるような体制を。

私は一応この辺で失礼とします。

○議長(森敏則君)

堀議員。

今回質疑の場でございます。要望じゃなくて質問をお願いします。

—△—△—

○議長(森敏則君)

町長。

○町長(渡邊悟君)

もちろんそういう技術屋の職員も必要になってまいります。しかし今現体制では技術職の方が採用もされておりません。一般職がほとんどされておりまして今後採用にむけても技術屋の採用も考えながらもっていきたいと考えております。

更に言われるとおり女性登用は私も男女共同参画で重点の施策に考えておりますので、是非そういう体制をとっていきたいと考えております。

○議長(森敏則君)

他に。

10 番議員後城君。

○10 番(後城一雄君)

課を置くなどはいいいのですが、中身が伴ったほうが総合調整という、先程町長の答弁を聞いておりまして、それが1番今までの状況がたりなかったと。さきほど水道課が下をすると上は又建設課が道路の舗装すると言うようなことを繰り返すと財源の無駄使いと考えますし。ただ今までの配置を考えますと、たとえば総務課の方に副町長がおられたりして、なんかこう配置がおかしいと。やっぱりすっきりとした形の中で、それぞれの課が安心してといいますか、動揺しないような配置が必要と考えます。ですからその分、新しく作られますなら別室といいますか、できればそういう状況の中でお互いの能力を発揮すると言うような形が好ましいと思いますけれども。

○議長(森敏則君)

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご指摘のとおり、そういう職場環境というのは非常に今劣悪な環境でございます、住民課付近です。税務課が非常に。

それから財政管財課、私たちが在職していた時より更にまた非常に手狭になっております。理想的には庁舎の建て替えとかいう話になる訳ですが、そういう事は当然無理でございますので、やっぱりペーパーレスとか、紙を無くすとか、それぞれ保管庫を考えるとかももう少し知恵を絞って、工夫をして本棚とかの使わないものを片付けながら、工夫をしながらもっていこうと考えております。

それと後は有線放送室ですか、昔の。ここの活用が、非常に今光ファイバーが入っております。ネックになっているのですけれども、できたらそういうオフトーク室と庁舎との関連をもっと密にして、例えば廊下あたりで連結出来るような事ができないか、安い経費でもうちちょっと職場環境をなんとかしなければと考えておりますけれども。まあ財政が1番でございますので、今の所は現在の配置で工夫をしながら対応して参りたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それではこれで質疑を終ります。

ただいま今議題となっております、議案第38号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 5 議案第 39 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第5議案第39号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第39号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、提案理由といたしましては、現在日本下水道協会として条例の方にもこれは工事を行う場合の、後ろの方に資料を付けておりますけれども、新旧対照表をご覧になればわかりますけれども、専任技術者というのを置くような規定になっております。その中であくまでも日本下水道協会長崎県支部の登録をしたものとなっておりますので、これが今回の公益法人制度の改正に伴いまして、すでに決定をされておりますけれども日本下水道長崎県支部、こちらの方に変わっております。

23年4月1日からということですが、すでに決定事項とされておりますので変更を行なうものでございます。細部につきましては水道課長に説明をさせます。

宜しくお願いいたします。

水道課長。

○議長（森敏則君）

水道課長。

○水道課長（西坂孝良君）

それでは代わってご説明を申し上げます。

別紙、新旧対照表でご説明をいたします。また社団法人日本下水道協会につきましては、下水道に係る資機材の規格化、それから認定検査、設計指針の策定や研修、それから国に対します要望など、下水道の普及促進を目的として組織されている団体です。今回国の公益法人改革によりまして、公益社団法人に移行する見込みでございます。公益法人に移行するにあたり、下部組織である日本下水道協会長崎県支部が協会本部から切り離され、名称が平成23年7月1日から長崎県下水道協会と変更となります。これにあわせ条例中の第2条第11号の日本下水道協会長崎県支部を長崎県下水道協会と改めるものでございます。以上説明を終ります。

○議長（森敏則君）

これより質疑を行ないます。

7番議員佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

この県の下水道協会という事になると言うことですが、以前はこういう協会というのがいっぱいぶらさがって、市町村の財政を圧迫するというような負担金、専任職員とか、天下りだとかの温床になった経過もありますので、この長崎県下水道協会に移行したことによって、今までの支部は確か長崎の市役所内にあったと思うのですが、そのままの形態で行くものか、将来的に独立して貸事務所を借りたり、あるいは専任の職員を雇ったりそういう事で負担増になる事は考えられないのか質問します。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（西坂孝良君）

現在の所、長崎県支部への負担金は発生いたしておりません。これは本部の方から今までも補助金と言う形でその支部の方の財源が賄われておりまして、今後も名前は変わるのですけれど交付金と言う形で変わって補助がなされるということで、今後も今の所は町の負担というものはございません。今後の長崎県支部を長崎市が今現在持つておられるのですけれども、今後どうなるのかということにつきましては、今の所そういう情報は入っておりませんので、長崎市が今後も長崎県下水道協会を重複して持つていかれるものと思っております。

○議長（森敏則君）

よろしいですか。

7番議員佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今の所、不確定ということで、長崎市がいつまで事務局を持つてくれるものか。

長崎市としても財源は厳しいと言う事でいろんな削減されている中で、交付金は来るけれども、事務を誰がするかと言う事になると、これ将来的な今の回答では見通しが全く分からないうちにこれを受け取った訳ですけれども、先のことが分かるものかと言えば簡単なことですがけれども、将来的に考えた場合に必ず独立してどこかにというふうな形になって行くものだったと思うのですけれども、書類上だけの、例えば下水道工事の資格取得の為の免許の更新、試験をするとかそ

れだけならいいのですけれども、それにしても事務費は掛かっていく訳です。だから交付金だけですと言いますが事務費はそれでいいかもしれないけれど、長崎市も人員が余っているわけではないのですから。だからそうなるを持ち回りとするか、あるいは専任の職員を雇うかと言う話は当然将来的には出てくる可能性があると思うのです。だからそのところは将来的に今大丈夫といえれば町長も言えないでしょうけど、そのところはできるだけ今後に向けて、市町村の負担が増えると言うことがないように、今の時点ではこれしかいえないと思いますので、そういう点でお願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

佐藤議員のご指摘の通りでございます。長崎県下水道協会に限らず、これは別の話ですけど長崎県茶業協会というのを今東彼杵町が持っております。今東彼杵町以外から参加の7市町村か8市町村が今負担金を払っていますけれども、今本町が1番多く払っているわけです。もちろん面積が広いのですから。将来的には県にと言う話もあっていたのですが、逆に鹿児島県あたりが今年くらいから県もやめて市町村にと展開をしまいでございます。だからご指摘の通り市町村にしわ寄せがやがてやってくるだろうと思います。さらにその下水道事業そのものも技術力、そのへんがやっぱり下水道協会という専門の組織があって技術指導あたりがあるものですから、そういう弱みも町の方としてもありますので、そのへんの調整をはかりながら負担増がないような体制で極力努力します。

○議長（森敏則君）

他に。

質疑ありませんか。他に質疑無いようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終ります。

○議長（森敏則君）

それではこれより議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第39号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及管理に関する条例の一部を改正する条例のとおり可決されました。

## 日程第 6 議案第 40 号 東彼杵町定住促進条例を一部改正する条例

### ○議長（森敏則君）

次に日程第 6 議案第 40 号東彼杵町定住促進条例を一部改正する条例を議題とします。  
本条例について提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 40 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例、提案の理由でございますが、対象者及び交付要件金額（6）につきまして対象要件を拡充するものでございます。それぞれ 2 ページの方に書いておりますが、本拠地を有する業者の施工によりますところの新築住宅の場合で 3 割以上を町内業者が受けた場合 700 千円を新たに設けまして拡充をいたすものであります。

詳細につきましては総務課長から説明をさせます。

### ○議長（森敏則君）

総務課長。

### ○総務課長（森隆志君）

補足説明をいたします。

この条例につきましては平成 22 年 7 月 1 日から施行しまして 1 年経ちました。平成 22 年の交付実績は予算計上 5 件に対しまして 1 件という実績しかありませんで、議会からも人口増と定住促進の観点からもっと努力をせよと指摘をなされたところでありましたので、今回 1 年を経過した段階で、1 年間の反省もふまえて改正をするものでございます。

まず、新旧対照表の第 2 条でございます。対象者であります。その中の（3）でありますけれども、町内に居住されている方で自己名義の住宅用地、住宅投資所有されている方が新たにまた町内に住宅用地あるいは住宅を構えるという方についてこれまで縛りがありました。町内という所に下線をひっばっておりますけれど、これは行政区外に建てた場合ということを謳っております。例を言いますと本町から東町に建てる方は対象となりますけれども、本町から本町に建てる方は対象者じゃありませんと言う事になります、例えばの話ですけど。このようなケースがこの 1 年間を通して対象者とならないケースがありました。担当者としましても窓口の説明、あるいは本人の納得に苦勞した経験もありますので、今回対象者の拡大の為にも行政区の変更の縛りを取り、同じ行政区内でも新たなセカンドハウスの土地、建物の取得の場合でも奨励金の交付を可とするような改正としております。行政区の縛りを取った第 2 条の改正内容であります。

それと別表であります。第 3 条関係の交付要件でありますけど、本奨励金には 2 つの奨励の理由が考えられと思います。1 つは、町外から転入による人口増、並びに町外への人口流出を防ぐ定住策。

2 つ目の理由としましては町内業者の育成救済策でございます。この 2 つの奨励の割合を 2 分の 1、2 分の 1 とした場合に、例えば 500 千円にした場合に、これまで中古住宅を取得した場合に 500 千円補助しますと奨励をしておりますけど、それと今回考慮したのが中古住宅を取得して転入して定住する場合に 500 千円あるのに、100%町外業者で建てられた新築住宅で転入してきた方については、何も無いというのはいかなるものかと言う指摘を受けましたので、今回新たに、町外 100%の業者に造られた場合も 500 千円、中古住宅と同じような 500 千円を設定いたしました。

それと、100%町内業者で建てた方は1,000千円ということで500千円差をつけておりますけれど、その中間としまして町外業者の契約でありますけれど、3割以上町内の方が請け負った場合は差を付けようじゃないかと言うことで700千円の額の設定を新たにさせていただきました。

これまで1年間を振り返ってみた所100%町外業者の施工が、かなり問い合わせが多かった経緯もありますので、今回、同じ転入したにもかかわらず町外で造った方は何も無いというのはおかしいというご指摘もありますので、今回町外の業者100%も救済をしようということでございます。以上説明を終わります。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

これから質疑を行ないます。どうぞ。

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

今説明理由とか、そういう事は十分分かった訳ですけども、確かに全体的に眺めながら1年間の結果を踏まえながら、また新たな補正をしたと言うことですけども。

ここの700千円ですね、前は500千円だったのが700千円。まあ200千円ですけども、この200千円という金が算出する根拠が何かあるのですか。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

今回新たな設定をしました町外業者100%が500千円、町内業者100%が1,000千円、500千円の差をつけております。その中で3割以上ということで、3割以上を考えるなら500千円の15%、3割ですから150千円でいいじゃないかという理屈もありますけれども、3割、4割、5割それぞれ計算をして補助金を決めていたのでは条例的なひとつのスタンスがないのではないかという指摘もありますので、今回650千円以上ということで約700千円プラスアルファということで700千円と設定しました。ただ800千円とした場合ちょっと大きな額になるという考えもありますので700千円と言うことです。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第 7 議案第 41 号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（森敏則君）

次に日程第7議案第41号損害賠償の額を定める事について、を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第41号損害賠償の額を定める事について、でございます。

相手方 東彼杵町彼杵宿郷 289 番地 1  
田中 フジエ

損害賠償額 127,800円

提案の理由でございます。これは国民健康保険税の賦課につきまして、誤って課税をしているということでございます。国民健康保険と言いますのは、固定資産税割という固定資産税の相当分を課税いたしますが、その固定資産割が共有物件でございました。その中で5人の共有名義だった訳でございますが、電算システムを平成2年に移行した時に同姓同名の方、本来はフジエさんという方が、フ「シ」に点々となっておりますが「チ」に点々です。フジエと読み間違えております。今回共有名義人のチェックあたりを行なった訳でございますが、その時に誤りが発見されまして、これは国家賠償法と書いておりますが基本的にはこれもそうなのですが、地方税法でいきますと固定資産税の還付の規定がございます。それにも最大20年というような取り扱いをしておりますし、最近の判例あたりを参考にとりましても最長20年間という判例がでておりますので今回15年分の還付です。固定資産税の還付の20年の準じたところの5年間とあわせまして、2年間は地方税法による還付、3年分は償却減等が若干変わってくるかと思っておりますけど非常に手違いがありまして迷惑かけております。宜しく申し上げます。

詳細は税務課長の方から説明させます。

#### ○議長（森敏則君）

税務課長。

#### ○税務課長（富永勝君）

かわりまして、議案第41号損害賠償の額を定める事について、を説明致します。

国民健康保険税の賦課につきましては、当町は4方式ということで採用しております。まずは所得割と固定資産税額に応じた資産割、均等割、平等割、それを合計した金額で課税しております。

そのうちの資産割ですけれども、共有物件につきましては持分により課税計算を行ない課税しております。今回この共有者の構成員につきまして調査をしたしました所、共有者5名の内に、町長も先ほど言いましたように1人の方につきまして誤りが判明したということです。誤りの原因といたしましては、当町の電算システムが導入されたのは佐世保広域圏からが始まりでございまして、その後町単独での導入が平成2年度から導入されております。

平成2年にこの共有物件も登記がなされております。共有者を電算登録する時にさきほども言いましたように1名の同姓同名の方がおられまして間違った人を電算入力したということです。

この調査につきましては、数年おきに調査をしておりますが、なかなか同姓同名と言う今回の特殊な事例で確認できなかったとことにつきましては深く反省をしているところです。

この賠償金の支払につきましては、固定資産税の償還金の支払要綱、それか国家賠償法の基づく、平成2年に登記が成されましたので、課税が平成3年度からであります。それから下の賠償期間につきましては平成3年から平成17年度までの15年間、18年度以降につきましてはこの方が平成20年に後期高齢者の方に移られておりますので平成18年度、19年度につきましては地方税法による金の還付金として支払う予定にしております。

また相手方の田中様につきましては、先日経緯を説明いたしまして謝罪をさせていただきました。

今後このような事が無いように十分注意をはらい職務に専念したいと思いますので宜しくお

願います。

○議長（森敏則君）

これより質疑を行ないます。

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

まず20年間、平成2年ですから素朴な疑問ですけれど20年間なぜ発覚しなかったのかということなのです。経緯につきましては先程説明がありましたからわかりますが、共有名義人の調査というものを数年おきにしていたということでしょう、そこらへんでなぜできなかったのかという事です。

それと、この127千円というのは5年以降の分で、国家賠償が適用される5年間の金額はいくらなのか

それと、この127千円とある金額これは金利が含まれているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

発覚できなかったかにつきましては課長の方から説明させますけれど、5年間につきましては還付金税額が6,700円でございます。それと127,800円につきましてはの利息は還付すべき税額が79,500円それから還付加算金が48,300円でございます。税務課長お願いします。

○議長（森敏則君）

税務課長。

○税務課長（富永勝君）

先程も言いましたように調査を数年前もやってきたわけですけれど、なかなか同姓同名というところまで気付かずに今までできていたというのが実態であります。これにつきましては先程言いました様に反省しております。以後このような事がないように十分登記済み通知書等が来た時に確認をしながら共有者、電算上共有者につきましてはAさん他何名と言う表示しか電算上出ないものですからその中に入っていけば共有者が誰々とわかるのですけれど、表面上他何名で表示されますのでその辺で今回見つけきれなかったと、今まで。

今回非常にその辺を含めてあらためて調査した結果こういう間違いと言うことで発覚いたしましたので今回申し出人の方には大変申し訳ないと謝罪したと言う次第でございます。宜しくお願います。

○議長（森敏則君）

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

むこうは納得されたわけですね。了解されたわけですね。行政執行上におけるミスにおいては賠償金と言う形で支払うのはあまり好ましい事案ではないと私は思うわけです。

町民と言いますか、住民の皆様方は結果を見てしか判断というか評価をしない訳です。私たちはここで経緯なりプロセスなり説明して頂きましたからそれなりの納得はできる訳ですが、それは我々議員に対しても言えることですが、結果でしか評価されませんからこういうことは十分今後注意していただくようにひとつお願いと言いますか質問ではありませんがそういった形で今後とも取り組んでいただきたいと思います。以上です。



○議長（森敏則君）

3 番議員浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

ただいま説明で誤謬ということで説明あっておりますが、この国民健康保険税については納得いたしておりますが、この固定資産税については先程おっしゃるように代表者の方に請求がいくわけです固定資産税は。

そういったことで代表者の方に固定資産税がもちろんいった訳ですがその中で田中フジエさんが結局共有名義分の固定資産税を払われたとかそういう確認まで当人にされたのか、当然固定資産税は払わなくてはならない問題ですけども、その辺のひょっとして他の人に一括して払ったのかそういった説明をこの方に十分なされて納得されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（富永勝君）

共有者の場合の納税といいますのは、5 人共有の場合はそれぞれにいくわけではなくて、代表者の方で納めてもらうと言う事になっていきますのでこの方に固定資産税が、納付書が、行くと言うことはまずありません。

実際の所有者の方が代表になっておられますのでその方が今までずっと固定資産税の分については納めてもらっていますので固定資産の分での誤謬というのはあっておりませんので宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

3 番議員浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

今課長が言われたようにそれは私も納得していたうえで代表者の方にいくというのはわかっていたのです。

お尋ねしたいのですがどういう物件だったのか共有名義の分が。一応参考のためにお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（富永勝君）

この物件につきましては宅地でありまして、今現在所有をされている方が居住されている宅地の部分でございます。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。議案第 41 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定よって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 41 号は委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 41 号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 41 号損害賠償の額を定める事については原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 42 号 損害賠償の額を定め和解することについて

○議長（森敏則君）

次に日程第 8 議案第 42 号損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 42 号損害賠償の額を定め和解することについて。  
提案の理由でございます。

相手方が、東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 675 番地 2、大坪絹子

内容でございますが、平成 20 年に水道課が発注いたします下水道工事でございますが、橋の詰地区汚水幹線管渠築造工事（その 2）に伴う工事に伴いまして、振動が原因で相手方の家屋に損傷をきたしたと言う事でございます。

損害額 1,891,700 円の損害賠償を行なうものでございます。

そういうことで別紙につけておりますが、示談契約を 6 日の日に行いまして和解をするものであります。宜しくお願いいたします。詳細につきましては水道課長の方から説明させます。

○議長（森敏則君）

水道課長。

○水道課長（西坂孝良君）

それでは議案第 42 号を代わりまして損害賠償の額を定め和解することについてご説明いたします。

平成 20 年 11 月発注の橋の詰地区汚水幹線管渠築造工事（その 2）に伴う工事に伴いまして、平成 22 年の 2 月に相手方大坪氏から家屋損傷の申し出がありました。場所につきましては、橋の詰地区グント川沿いの町道部分に下水管を開削工事にて布設するもので、開削の幅が約 1m、掘削芯が深さ約 2m の個所に 300mm の塩ビ管を布設すると言う工事でございます。ただちに現地を訪問いたしまして確認を行いました。しかし事前の家屋調査を実施しておりませんでしたので、工事に起因するものなのかそれとも経年によるものなのか判断が出来ませんでしたので、平成 22 年 4 月に家屋調査を委託し平成 22 年 6 月から 9 月までの間に 3 回ほど計測調査を行なっております。

まず内容としましては1つ目に自然災害なのか、2つ目に工事現場からの振動なのか、3番目に掘削工事による地下水変動による地盤沈下なのか、4番目に経年劣化なのかと言うような事を重点項目として調査を実施いたしました。

調査した結果から、主な原因は土砂の搬出とか搬入のためのダンプ、それから振動ローラー等の重機の振動を発生源として相手方所有の家屋に損傷を与えたものと判断されました。

平成22年の9月には大坪氏から町へ被害に対する補償申請の書類が提出されました。平成22年の10月に大坪氏宅へ伺いまして調査結果並びに今後のスケジュール等について説明をおこないました。調査結果に基づきまして平成23年1月に補償額の算定の為の業務委託を再度行いまして、現地調査等を行なって損失補償基準書並びに工損調査標準仕様書等の基準書に基づいて1,891,700円の損害額を算出いたしているところであります。

平成23年の3月には伺いまして大坪氏宅へ伺い、補償額についての説明を行なって承諾を得ました。

平成23年6月6日に、先程町長が言いました様に本庁に来庁頂いただきまして、損害賠償行なうこととし、今後一切異議申し立てをしないということの示談を交わし、今回地方自治法第96条第1項第12号の和解並びに、第13号の損害賠償額の決定について審議をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

**○議長（森敏則君）**

これより質疑を行ないます。

1番議員福田君。

**○1番（福田修君）**

調査は今まで全然されていなかったのでしょうか。各路線を。

**○議長（森敏則君）**

町長に代わり水道課長。

**○水道課長（西坂孝良君）**

今までの工事の中では、一応掘削の深さの所から安定角といいまして、土が崩れる角度なのですけれども、45度の範囲に家屋がある場合は設計の中に調査を入れて調査をやっております。ただすべての家屋について45度に入るからと言ってやっている訳ではございませんので、先程いいました水位とか土質の状況とかいうのを勘案しながら、ここは必要だと言うようなところはやっております。

**○議長（森敏則君）**

1番議員福田君。

**○1番（福田修君）**

今まで調査していなかったと言うふうなお話、45度無ければいけないと言うお話なのですが掘削してみてそういう土質、そういういったものによってするかしないか、でも今までしてこなかったというわけですが、されている訳ですね。していたのですね。その中でやはり危ないと言う所は、絶対矢板を建てても崩れる所は崩れる訳です。

ですから特に東彼杵町の中でもこの地区はもと河川の所だと思うのです。ですから水の通り道、そういったものが結構あるのではないかと思います。そうなってきた時に掘削作業をしたらそこから水が出てきます。そういう場合には必ずその近くに家が45度なくても私は見るべきではないかと、川の近くそういった所は必ずしていかないと特にこれから先まだ下水工事が始まってい

きます。狭い所もしていくと思うのです、そしたら水が出てきている所には必ずそういった現象が現われてきますので、たとえば役場の職員さんでもかまいませんので写真なりなんなり撮っておく、そういう調査を自分達ですておくべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（西坂孝良君）

質問がありましたように、今までは45度と言う角度と職員の判断でここは必要、必要ではないかというのを設計入れるか決めておりました。

工事の前の写真等につきましても、こういうのが発生する恐れもありましたので出来るだけ工事をやられる業者さん等につきましても写真を極力撮っておくと言うような事を指示はいたしてはおりました。

ただ家の中に入って家の中の壁とか、そこまではさすがに出来ませんので外向あたりまでは写真を撮るようにしていた訳ですけれども、今回は家の中まで損傷がおよんだというようなことで今回の事になったのですけど、今後につきましては極力家屋の調査も事前にやって行きたいというふうに考えておりますが、全戸数やると言うことになりますと莫大な費用がかかりますので、やはりある程度職員の判断というのが入ってくるのではないかと考えております。

○議長（森敏則君）

追加して町長が答弁します。

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の在職中、就任前の話で非常に意見として言いにくいのですが、私の今までの感覚でいきますと、現場を見に行きまして2月の22年の工事が終わったのが21年3月31日で終わっております。

しかし着工した時点で話を聞いてみますと、「庭にひびが入った」と言うことなのです。ですがそこで私は、役場としましては直ちに対応して、そういうひびが入るとなれば何か工法を変えるとか、今福田議員がおっしゃったようなことを対応するべきではなかったかと私も反省ですけれども、そう言う技術面でいきますとそこで直ちに私は止めて、ずっとおかずに1年後じゃなくすべきではなかったかと。そしたら被害額も最小限で工法を変えるなりしてそういう対応をした方が良かったのではないかと言う事で、私も今からの反省をふまえて対応を考えて参りたいと思います。

○議長（森敏則君）

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

だいたい説明で分かった訳ですけれども、一応今回被害の状況、家屋の被害ということですが、少し細部的にどこがどうだったのか何処が対象になったのかその辺をもう少し詳しく説明していただきたいと。

それとこの建物の建てられた年数です。何年くらいの建物なのか。その辺をもう少し詳しくお願ひしたいと思います。

○議長（森敏則君）

暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 42 分）

再 開（午前 10 時 43 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

場所につきましては、後で委員会があると言う事で詳細に図面等がありますので委員会の際にはお配りしまして見て頂きたいと思っております。内部が 95 箇所、外部が 53 箇所あります。

○議長（森敏則君）

暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 43 分）

再 開（午前 10 時 43 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

大坪さんにつきましては 2 棟ございます。車庫と本屋とございますか。本屋の方が昭和 52 年でございます。それから車庫等につきましては昭和 61 年でございます。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

11 番議員本下君。

○11 番（本下利之君）

町長にお伺いしますけれども、こういった工事をされる時はメーターがどのくらいあってどのくらいの世帯におよんでいるのか、他に被害届けを出されている人はいないのかどうか。そういう発注をされる時には職員には念を押して住民に迷惑がかからない状況で工事をやっていただきたいと考えます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご指摘の通り、これはもっと請負業者、町の監督職員、それから地元の住民の皆さん一体になって説明会をしまして、そういう振動を伴うものとか、所謂公共事業損失でございますから十分そういうことがある場合は直ちに第三者で確認をして工事を止めてやるようなことを考えて行かなければだめですので、今後はその辺の、特に近接して行う場合は基本的な事です。そういう事は工事仕様書の方に書いておりますので、異変があった場合は直ちにお互いに請負業者、発注者双方、もちろん利害関係ある人と協議をするようになっておりますので、基本に忠実に今後は履行して参りたいと思っておりますので宜しくお願いします。

他に物件はないかということでございますけれども、今の所そういう苦情は出てきておりませんので宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

ただいま議題となっております議案第 42 号は産業建設常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 45 分）

再 開（午前 10 時 55 分）

日程第 9 議案第 43 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に日程第 9 議案第 43 号平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 43 号平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）、提案の理由でございますが、今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ 161,187 千円を追加いたしまして、総額をそれぞれ 4,587,187 千円にするものでございます。

内容につきましては、歳出につきましては、農業振興費には 100,000 千円あまりの補正をいたしておりますが、主なものはいのししの対策でございますが、長崎鳥獣害防止総合対策事業補助金 99,000 千円でございます。

次に、財産管理費等と電子計算費につきましては住民基本台帳法の改正がなされておまして、そのシステムの改正料と庁舎のトイレ改修が 17,807 千円でございます。

次に彼杵中学校の多目的ホールの屋上の防水工事 6,700 千円。

それから土地改良費等につきましては、主なものは農地・水環境保全向上対策の拠出金の 4,916 千円が主なものでございます。

次に教育センターの備品購入が 2,657 千円。

それから河川の管理費の中で河川等災害防止事業等が 2,000 千円でございます。

その財源と致しましては県支出金が 78,607 千円、基金繰入金 7,690 千円、財産売払収入が 3,737 千円、また一般財源といたしまして、地方交付税 44,152 千円、前年度繰越金といたしまして 25,000 千円ちょうどを計上しております。詳細につきましては財政管財課長に説明させます。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（下野慶計君）

歳出の 13 ページからお願いいたします。

1 目議会費、これにつきましては議員さんの中央研修にかかる旅費、及び研修負担金等の追加

計上致しております。

次のページお願いいたします。

総務費、総務管理費の1目一般管理費ですが、今年の3月議会で可決公布されました東彼杵町嘱託職員に関する条例に基づきまして、嘱託職員の通勤手当を追加計上しております。また組織再編を見込みまして管理職手当を追加計上しております。

5目の財産管理費です。

これは役場本庁2階に身障者用トイレ設置に要する経費を追加計上いたしました。又町有地の財産売却収入により、ふるさと創生事業基金への積立金を計上いたしました。

7目企画費、これはまちづくりに関する企画など、地域力創造のための外部専門家アドバイザーを活用するため委託料等を追加計上いたしました。

8目交通安全対策費、婦人交通指導員設置補助金は長崎県警で一括して支払う物ですが、今年度負担分の不足額を追加いたしました。

10目電子計算費12節インターネット回線配線作業手数料は現在のADSL回線から光回線への変更に要する手数料でございます。13節は住民基本台帳法改正によるシステム改修にかかわる経費を計上しております。またコンビニ収納にかかわる委託料の減は、上水道システムの改修にかかわる費用について水道事業特別会計で計上するため現在一般会計で計上しております費用を減額するものでございます。

15ページお願いいたします。11目地域づくり推進事業費、生ごみ集積箱設置にかかわる補助金を追加計上しました。

13目バス事業費、バス路線の川内線を追加した事及び燃料費高騰などにより不足額を追加計上いたしました。

14目オフトーク通信費3節扶養手当は職員の婚姻による子の扶養手当減です。また4月1日から正規職員となった職員2名の退職手当組合負担金を計上いたしました。4節は同じく職員の異動による共済費不足分を計上しました。25節は今回補正に伴う歳入歳出予算の調整による積立金の減額でございます。

16ページです。1目社会福祉総務費、28節介護保険事業の嘱託職員に対する通勤手当の財源として繰出金を計上しました。

17ページの2目予防費23節は新型インフルエンザ接種の22年度実績に基づく県補助金の返還金でございます。

18ページお願いいたします。3目農業振興費、19節園芸ビジョン対策事業は茶改植事業の事業量増による補助金の追加でございます。また、ながさき鳥獣害対策補助金は、蔵本地区他17地区、総延長110kmのワイヤーメッシュ柵設置にかかわる補助金を計上しました。4目土地改良事業費13節高速道路橋投物対策につきましては、高速道路上への投物防止対策工事を西日本高速道路株式会社に全面委託して実施するものでございますが、施工管理費等不足分を追加計上しております。なお高速道路関連協議会からの助成金が100%交付されることになっております。19節農地に対する国の支援として新たなソフト事業がメニューに追加されましたので拠出金を追加計上いたしました。5目農村環境改善センター費、当直室用のエアコンが老朽化のため使用できなくなりましたので新調するものであります。

19ページお願いいたします。3目林道費、15節で林道飯盛線のガードレール設置に要する経費を追加計上いたしました。

20 ページお願いいたします。2 目漁港管理費、13 節は当初予算で里漁港荷捌所上屋の設計費及び工事請負費を計上しておりますが、今回工事監理積算業務委託料を追加計上いたしました。15 節で、千綿漁港エビス泊地内の護岸補強工事を計上しました。

21 ページお願いいたします。3 目観光費、15 節は町道平似田太ノ浦線、龍頭泉の橋梁架け替え工事に伴う水道管移設によるものでございます。19 節は長崎食の観光推進プロジェクト事業で、西海、佐世保、東彼、北松をエリアとするイベントの負担金を計上しました。5 目いこいの広場管理費、ボイラー、シャワー室の修繕費を追加計上しました。

22 ページお願いします。1 目土木総務費です。これは財源更生しております。

23 ページお願いします。2 目道路橋梁維持・新設改良費、13 節で高速道路橋投物防止対策工事委託料は委託先に対しまして、施行管理委託費及び事務的経費が必要となりましたので今回追加計上いたしております。なお1棟あたり3,000千円を限度として先程申しました土地改良事業費でも申しました通り高速道路の関連協議会から100%助成されますので一般財源からの支出はございません。

24 ページお願いします。1 目河川管理費、蔵本郷構地区の水路災害防止工事について追加計上いたしました。

25 ページ、2 目公共下水道費、繰出金1,900千円を追加計上しております。

26 ページお願いします。防衛施設周辺整備事業費の1目渉外費です。大野原演習場周辺の防火帯焼きや野焼きの折に使用されております背負い式の消火水囊、通称ジェットシューターと言っておりますがこれが4台使用不能となっております。その修繕に要する経費として補助金を計上しました。

27 ページお願いいたします。消防費、3 目消防施設費15 節で第4分団詰所の下水道接続にかかわる経費を追加計上いたしました。水防費は消耗品費の追加です。5 目災害対策費、それぞれ消耗品費を追加しております。これは千綿川の水防用堰板及び災害用毛布の購入を予定しております。

28 ページお願いいたします。小学校費の1目学校管理費11 節は彼杵小学校の芝生用肥料代として追加計上いたしました。13 節は千綿小学校の屋外トイレが築30年を経過しておりまして、衛生上問題となっております。改修する為の実施設計業務委託料を計上いたしました。18 節備品購入費は、彼杵小学校及び大楠小学校におきまして発達障害がある児童への特別支援学級・教室に必要な備品、教材の購入費用を追加計上をいたしました。

29 ページお願いいたします。中学校費の1目学校管理費です。15 節彼杵中学校の多目的ホールと普通教室の防水対策工事及び屋上にあります鉄柵、これが腐食しておりまして、これの撤去工事に要する経費を計上しました。

30 ページお願いいたします。社会教育費1目社会教育総務費3 節で嘱託職員の通勤手当を計上しました。18 節展示パネルはイベント時におきまして使用するパネルですが、現在不足分を他町から借用している状況でございますので今回購入費用を計上しました。2 目教育センター費施設の予約システムは稼動以来10年になります。システムのバージョンアップを図るため委託料を追加しました。4 目文化ホール費13 節で芸術文化講演委託料など追加計上致しております。18 節屋外用の折りたたみ機の購入を計上いたしました。5 目文化財保護費1 節で歴史民俗資料館運営委員報酬を計上しています。12 節はインターネット接続料を追加しました。

31 ページお願いいたします。保健体育費1目保健体育総務費、生涯スポーツフェスタ開幕の



為の経費としてそれぞれ追加計上しました。

32 ページです。1 目学校給食共同調理場費、嘱託職員 4 名分の通勤手当を追加計上しました。

次に 7 ページの歳入の方へお願いいたします。地方交付税 1 目地方交付税です。今回の補正の一般財源として普通交付税及び特別交付税の追加でございます。今回補正したもののうち、交付税への参入が見込まれるものを計上しております。

8 ページお願いいたします。県補助金 4 目農林水産業費県補助金です。歳出の土地改良費で、農地・水・環境保全向上対策事業について 2,400 千円の県補助金の計上でございます。それから歳出で農業振興費の園芸ビジョン 21 パワーアップ対策事業、茶の改植事業ですがこれについては 3,700 千円の県補助金の追加でございます。同じく農業振興費のワイヤーメッシュ柵設置に対する定額補助金として 72,216 千円の計上をしております。6 目教育費県補助金、これは歳出の文化ホール費に対する県補助金でございます。

9 ページお願いいたします。財産売払収入 1 目不動産売払収入でございます。これは 2 箇所ございまして、1 つは彼杵宿郷の太陽酒造跡地の宅地 17.39 ㎡、売り払い代金 499,700 円でございます。もう 1 件が蔵本郷の現在三島眼科医院に駐車場として賃貸している土地でございまして面積が 119.22 ㎡、売り払い代金が 3,237,657 円でございます。

10 ページお願いいたします。基金繰入金 2 目オフトーク通信施設財政調整基金繰入金、これは歳出のオフトーク通信費の退職手当組合負担金の財源として繰入金を計上いたしました。5 目みどりの基金繰入金、これは歳出の地域づくり推進事業費の財源として追加計上いたしました。7 目教育文化施設整備基金繰入金、歳出の中学校費の彼杵中学校屋上防水改修等の財源として追加計上いたしました。9 目大野原演習場周辺整備基金繰入金、歳出の防衛施設周辺整備事業費の渉外費補助金財源として計上いたしました。

11 ページお願いいたします。1 目繰越金でございます。当初 50,000 千円の繰越を計上しておりましたが約 79,000 千円の純繰越額が見込める為に所要一般財源として今回追加計上いたしました。

12 ページお願いいたします。5 目雑入でございます。歳出の道路橋梁費の高速道路橋投物防止対策及び土地改良事業費の水路橋にかかわる投物防止対策工事費に対する助成金 2 つあわせて 1,500 千円でございます。それから 5 月 26 日に発生いたしました公用車の物損事故にかかわる損害賠償共済金を計上しております。なお車両事故に伴う修繕費は現計予算の中で対応しております。それから歳出の保健体育総務費の生涯スポーツフェスタに対する補助金として 200 千円を計上しております。

次に 4 ページへお願いいたします。第 2 表債務負担行為補正でございます。これは本庁舎の 2 階のコピー室に設置しております拡大複写機のリース期間が、今年 3 月末で切れましたのであらためて平成 24 年度から 28 年度までの債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次の 5 ページから 6 ページの事項別明細書総括、もどりまして 1 ページから 3 ページの第 1 表は今回の補正の積上げでございます。それから末尾の 33 ページ、34 ページは今回補正の人件費にかかる内容をお伝えしております。説明は省略いたします。以上よろしくお願いいたします。

#### ○議長（森敏則君）

これより質疑を行ないます。

7 番議員佐藤君。

#### ○7 番（佐藤隆善君）

今6月の補正と言う事であっておりますけれども、町長にお尋ねします。所信表明でいろいろと羅列もされておりましたが、6月の補正予算で町長の方針に従って、必要経常経費といえますか、それを除いて町長の考え方が反映された補正と言うのはどの項目でどうふうに挙げられている、或いはまた全般的に見渡して長期的な視野で単年度では出来ないからまた次の今年度中のもっていかれるものか、新年度に繰越していかれるものか、その所の町長の考え方をお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご質問の1点目は、先程浪瀬議員からも質問がありました。

14 ページ7 目企画費、それにつきましての1,200 千円は私の意思に基づきまして施策の一環としてあげております。それからそれ以外はどうかと言うことですが、すべて町長査定はいたしておりますので私の方針と言う事でご理解願いたいと思っております。あらためて特にその中で挙げましたのは事故の問題が歳入の方で町の賠償が出来ておりましたけれども、これは私の判断で5月の26日の事故でございましたので専決処分ですでに終わっております。これは私の一存私の考え方で挙げております。他につきましては将来的な今後挙がってくるかと思っておりますけれども、現年度で補正していけるか、多分今の考えでいきますと年度末に多分考えあたりと来年にかけてまで意外と地域の方に、いわゆる地域の方と話し合いをしながら調査をしてみますので、その辺で来年まで掛かる場合がございますので、その間のいわゆるもろもろの施策は当然挙げてまいりますので、私の考えに基づくものはたぶん来年度に挙げられるものではないかと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

7 番議員佐藤君。

○7 番(佐藤隆善君)

この中で急に細かいことを言うようですが、トイレの改修という事でここに挙がってきておりますが、2階のトイレ改修、当然今までの障害者用のトイレというのが役場の中に存在しなかった訳です。というのは中に手すりが付こうが付くまいが、入り口で車椅子の規格に合致してないと前から私も在職中も申し上げていたのですが、そこらへんも含めた所の今度改修になるのか、それから女子用トイレには障害者用トイレが前から無かったと言う事は入った事はありませんが聞いております。その所もあわせて障害者の方にやさしい役場、まちづくりということで挙げておられるのかその所もお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに今まで私も勤務してまいりまして、そういう障害者用バリアフリー対応のトイレはありませんでした。もちろん男女今回一緒に改修するように計画しております。それから私も予算査定の中で申しましたとおり、佐藤議員がおっしゃったとおり入り口の方がバリアフリーになっていないのではないかという事で請求しまして、そこをまず変えなければならないのではないか指摘もしました。しかし非常に玄関と国道の間、距離がございませんので迂回してのスロープ、その辺が非常に厳しいのではないかと思っております。一応職員に言いまして入り口を改修しな

いとバリアフリーのトイレには来れないと、そういう事でございますのでご指摘の通り一緒にできるかどうかはわかりませんが、当面は予算計上で進めますのでそれなりに補正が必要な場合は随時計画して参りたいと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤議員よろしいですか。

次に3番議員浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

さきほど課の設置条例の折にも質問をしておりましたけれども、この一般会計補正予算で、ここでもう少し詳しく説明をするというふうな答弁でございましたので再度お尋ねをしたいと思っております。

東彼杵町は特に今、皆さんご承知のように人口が激減して9,000人を割ってきております。そういった中で、特に人口減少に歯止めをかけるためにもやはりまちづくりをやっていかなければならないということは共有している認識であると思っております。そういった中で今回どういったことを主にやっていかれるのか、どういった職種、専門的な人をアドバイザーとして迎えて、先程の話では何人か配備をされるような説明がありましたがそこをもう少し具体的に町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご質問の点は14ページの委託料、旅費、需用費の1,200千円でございます。私が就任しまして2週間で、政策を立てるのも無理でございますのでまず2週間で予算を立てろといわれたもので当面荒削りで申し訳ないですけれども、1,000千円というアドバイザー料をとっております。従いまして具体的なお答えは出来ませんが、私の胸の中にあるのは貴重な税金の1,000千円でございますのでまずはこれを使う方向ではなく使わない方向で検討します。従いまして学校、大学との連携、そうしますと非常に予算的のも安く済みます。学生さんに弁当代だけくらいと、先生や教授の方に若干謝礼を払わなくてはいけないでしょうからそういう仕方、或いは委託料では払えないものもありますので適宜流用等させていただきたいと考えております。

まず当面の問題はこの前も申し上げました女子学園の跡地の問題、それから一般質問でもあつております道の駅の跡地の問題、そういう問題を当面やって行きます。

それと私が考えておりますまちづくり事業の基礎調査なり何なりのそういう大学との連携とか、或いはコンサルタントの活用も考えておりましたが、そういう以外の単独でやっておられる方のアドバイザー、そういう方も今町村会辺りを通じまして紹介をしていただいておりますので、近隣の市町村辺りもどういった取り組みをしているのか研究をしましてそういう業務委託料に当てるように考えております。

そういうことで非常に短期間での予算計上でございましたので、中身としてはその程度でございます。宜しく申し上げます。

○議長（森敏則君）

3番議員浪瀬君。

訂正を町長が行ないます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。大変申し訳ございません。道の駅の跡地と申しましたけれど老人ホームが移転しますので老人ホームの跡地でございます。

○議長（森敏則君）

3 番議員浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

本当に今、町長の考えは具体的に 2 箇所ほど挙げられておりましたが、やはりこの庁舎内にも発展した考え方なのですけれども優秀な職員の方もおられる訳です。そういった中で若い職員の方を中心にこういったまちづくり、せつかく課を設置されるのであれば職員の方も何人かそういったメンバーの方でまちづくり企画の計画・立案をするような職員自らそういうチームができないのか、町長にはそういう考えがあられないのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

職員も当然まちづくり課の職員だけではなくて、全職員でまちづくりにあたろうかと思っております。というのは今から戦術にもっていくわけでございますけれども、全職員を各地域に割り当てたようなまちづくりをするように今考えておりますので、どういう形になるのか全職員といながらも全部とはまいませんので、たとえば地区に 2 名くらいはあてて、そういう地域との職員との交流もあわせてやりとりを考えております。そういうチーム作り、もちろん企画のプロジェクトでございますので、次第によってはアドバイザーを入れて職員のチームを作るとかいろんな方法が考えられます。それとあわせて、総務省がやっております地域協力隊とかが全額補助でできるものがありますので地域の職員ではなくて、所謂町内の町民の皆様地域協力隊を、任命委嘱状をやりまして、国の補助ですとか方法もございましてそういうものを活用しながら経費節減を図りながらまちづくりをやっていこうと思っております。

○議長（森敏則君）

2 番議員橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

30 ページのことで町長にお尋ね致します。文化財保護費の 1 節の歴史民俗資料館運営委員報酬これは初めて出てくる項目ではなかったと思っておりますけれども。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これにつきましては、町長の引継ぎ書の中でも書いてありますけれども、指定管理者制度を含めた所までつっこんだところで検討してはどうかという引継ぎ書があります。そういう事を踏まえまして、教育委員会のほうで報酬の運営委員会、それを立ち上げるようにしたものと考えております。補足につきましては教育長の方からお願いできますか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

この歴史民俗資料館の運営委員の報酬と言うことでございましてけれども、今試行として松村さ

んと言う方をコーディネーターとして資料館の活用をはかっているところです。松村さんの企画構想の中では、色んな形で資料館を運営できないかと言う事で、私としてもその運営のあり方、資料館の活用の仕方には、なるほどと共鳴することもありまして昨年度1年間やってきたわけです。その結果と致しまして、何回も言いますように資料館の入館者が2,000名弱だったのが昨年は8,000名超しております。つまり町民の方1人が1回は足を運んでいただいているということでございます。運営のあり方につきまして色んな方からご意見を聞いて、更によりよい運営のあり方ということで予算を計上させて頂いていると言うことでございます。昨年度1回実施いたしました。以上でございます。

○議長（森敏則君）

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

昨年1回と言うことですがけれども、どういった人達が何人いらっしゃるのかという事と、歴史民俗資料館の運営のあり方について若干の違和感を私は持っていますのですが、いわゆる本来の歴史民俗資料館のあり方と言うものは何なのかと考えた場合に、やはり本町にある歴史的遺産とか文化遺産、こういったものを実は大事にしながら活性化を図るべきだと思っておりますが、現状をみてみますと、そういったものが非常に阻害されている、歴史的な遺産とか文化遺産。今イベント会場になってしまっている、そういう感じが私は非常にしております。と言った中で歴史を重んじる方とか興味がある方々から非常に不満の声が上がっております、町内から。ですから今入場者数は増えたと言う教育長の話がありましたけれども、結局入場者数を増やさんがためのイベントに偏りすぎていると私はそう思っております。そういった中で、例えば水曜日辺り裏の方で古文書とか整理されていた方々、ボランティアで来られた方々もいっぱいいらっしゃいますけれども、そういった方々が遠のいてしまっている、今回本下さんが一般質問で多分そういった事も含めて質問されるかもしれませんが、非常にそこらへんで一抹の疑問を持っておりますので、もしこういう運営委員という方々を選定されるにあたっては是非そういった歴史的な部分をもう少し興味がある方、大事にされる方そういった方々を入れて欲しいと思います。そういう方々を入れる予定はあられるのかどうかその辺を含めて。

○議長（森敏則君）

町長に代わり教育長。

○教育長（今道大祐君）

今橋村議員のお気持ちとしては、結局ここにある歴史的な資料等の整理等はどうかということだと思います。運営委員の中には今水曜日に来て、同胞、仲間の先生方と共に一室で古文書の解説をしておられる満井先生も入っていただきました。一応そういう中でその場は用意しているつもりであります。それが整理保管してある資料を今後どのようにしていくか、その資料がどのようなものであるかということが、ちょっと私そここのところまで内容がわかりませんので、満井先生とその研究のグループに任せているということが現状であります。今の所、溝上家とか三根家とかいうそういう物の古文書を解説し、そのサポートは教育委員会が冊子として整理しているところであります。しかしまだまだそういう資料があるということでございますので、その満井先生を中心としたそのグループの方々に今後もそういうのは続けていただきたいと思っている所です。ただ今まで過去何十、平成6年から資料館としての運営のあり方をこうきたわけですが、私が4年前に就任いたしましてその活動というのが、なかなか誰が中心になっ

てやっているのかというのがわかりませんで、学芸員というのが1人いたのですがそこもうまく機能しないということで、その歴史の資料についてはもう今の所、満井先生とそのグループの方にお任せしているというのが現状なのです。従いまして一室でそういう研究をしていただくというのは、これはもう今後も続けていただければ、そういうふうにしていただきたいというのが私の今の気持ちであります。以上でございます。

○議長（森敏則君）

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

あそこには様々な方達が今までボランティアでかかわってこられた訳です。いろんな人がいっぱい。ところがそういう方々が不満を漏らしながら離れていってしまったという現実があります。そこら辺を重く受け止めて欲しい。やっぱり、決してあそこを活性化して人数を増やす事を否とする訳ではございませんけれど、それをあわせてそういった方々のボランティアの方々の高尚な思いをもう少し反映させるような形でやっていただかないと、せっかくうちの町の大きな財産ですから、あそこの歴史民俗資料館というのは。あそこを単なるイベント広場ということではなくて、やっぱりそういった歴史的遺産とか文化遺産とかそういうものを是非大事にしながら活用して頂きたいと思っておりますのでそこら辺をあわせてお願いいたします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今、橋村議員のお気持ちは今後それに造詣の深い方々、そういう方々に一応相談いたす場は作りたいと考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私も一言いわせてもらいますけれども、今松村さんと言われる方がされているとお聞きしまして何回か行きましたけれども、やっぱりそれも一つのイベントも大事にしていかなければと思います。それは違う方のボランティアの思いも考えてと言われましたので、運営委員会を作るときにはそういう方とか、あるいは今から先博物館クラスはどこでも、この前NHKでやっておりました通り非常に厳しい状態です。所謂国宝クラスの資料があっても廃館、休館の時代に陥っておりますのでやっぱりここは住民の方、そういうボランティアの方を利用して、継続するしか方法が無いかと思っています。ですから指定管理者がどうなのかよくわかりませんが、収入が無い指定管理者とはどういう運営をやったらいいか研究をしますけれども、ただ今やっておられますボランティアあたりが他にいらっしゃれば一緒に盛り上げていったほうが私は継続性があると思います。確かに古文書の問題は教育長と一緒に私もほとんど理解しておりません。確かに担当に聞きましたところ備品台帳があると、管理はしていますけれどもそれがどれだけ重要なかわからないと言う事で、今まで私も職員としてまいりまして本当に資料館というのは放ったらかしにされていたのではないかと思います。学芸員がいましたけれどもそれもいつの間にかいなくなっておりますので、その辺も含めてもう1回、皆様方の意見を聞いて研究して参りたいと思います。以上でございます。

○議長（森敏則君）

他に。

6 番議員吉永君。

**○6 番(吉永秀俊君)**

先程の 14 ページ、まちづくりの件で町長にお尋ねしたいと思います。

ここでアドバイザー委託料を予算計上されているわけですが、まちづくりというのは町長が立候補された時にいろんなパンフレットあたりにいろんなことで、ある程度自分なりのポリシーといいますか、そういうものをもっておられるかと思うのですが、まちづくりアドバイザーこういった方を雇うと言いますか、そういった場合にある程度自分のコンセプトの意向にそった、たとえば先程の大学辺りとかあっちこっちの自治体の事例とか聞いて回るとかおっしゃっていましたけれども、そいった自分のコンセプトの方向性にそったかたをアドバイザーとして雇われるのか、それともコンセプトは決まっているのだけれどもいろんな手法があちこちにあるからそういうことを聞いていろいろな事を聞いてから、具体的な発想で調整を行なおうとされているのかどっちの方向なのかをお尋ね致します。

**○議長(森敏則君)**

町長。

**○町長(渡邊悟君)**

端的に言いますと両方でございます。私の考え方を述べまして、そして戦略をどういうふうにしたらいいのか専門家の意見を聞いて、もちろん私単独では出来ません。ですから勿論、課長辺りも今度決めますのでそういう中で大学の先生方に挨拶をまずまわらなければなりませんから、ただ、ということになるものですから、まずはその人脈をつくっていかねばなりませんので、大学訪問から始めましてその中で私の考え方を述べます。それによってどう大学が私の考え方に共鳴してくれるか、その辺もお話をしながら進めてまいろうと思っております。

考え方が、そういう自分としてははっきりとした戦略はもっておりますけれども、それでなくてやっぱり吉永議員がおっしゃるような、聞いてからと言う方法も当然ありえるわけですから和洋折衷で進んで行きたいと思っております。

**○議長(森敏則君)**

6 番議員吉永君。

**○6 番(吉永秀俊君)**

私は思うのですが、こういったまちづくりはまずきっかけが 1 番大事なのです、最初が。最初がやはり考え方としてある程度自分の方向性を持って固めておかないと、話をあっちこっち聞く間にずれる可能性があるわけです。特に失礼ですけど町長はいろんなアイデアマンだからいろんな発想でされるのですが、そのいろんな話を聞いてまわるうちにその芯がずれないように、最初の基本がずれないようにして頂きたいと言うことが私の願いなのですがそこら辺の考えはどう思っておられるのか。

**○議長(森敏則君)**

町長。

**○町長(渡邊悟君)**

その事はまさに職員をほとんど地区に張り付けるような話をしておりますのでそういう戦略、まず 1 本線を決めてから、決めてから進むようにしております。そうしないと職員も考え方がよくわからない、地元の方もよく分からないということですので、その辺が浸透するような形でま

ず戦略をしっかり練りまして、ブレないようにしてまちづくりを推進していこうと考えております。

○議長（森敏則君）

6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

最後でございますけれど、是非肝いりでそういう新しい課を作られたので、是非あまり焦らずにいいですからじっくりと腰をすえて、先程も言いました様に最初の立ち上げが1番大事でございますので是非その分までにきちっとした企画を作って頂いて、その上にもものを作っていただきたいという希望をいれまして、質問ではないのですが終りたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

従いまして先程佐藤議員からも話がありました通り、今年の年度内で補正できるとか言う話ではなくて来年に掛かると言っておりますのが、じっくり腰を据えてそういうまちづくりをしていこうと考えておりますので時間が掛かると思っておりますので宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

5 番議員滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

このまちづくり課というのは企画関係と思いますが、当初都市計画を企画係でしておられまして、途中から土木の管理係の方に移管されまして、今度まちづくり課と作られる関係でここに都市計画の係を持ってこられるものかどうかお尋ねしたいのですが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、企画部門だけをとりあえずまちづくり課ということですので、今後適当な時期に都市計画の係も集約した、多分まちづくり課の方で統合してするような形に連絡・調整かれこれありますので、工事計画等があがってくる場合もありますので、やがてはまちづくり課の所管になっていくのではないかと考えております。十分その辺も確定的な事がまだ言えませんので、これからは十分検討をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

只今議題となっております議案第 43 号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 10 議案第 44 号 平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

○議長（森敏則君）



次に日程第 10 議案第 44 号平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(渡邊悟君)

議案第 44 号平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の提案理由でございます。

これにつきましては、議案第 41 号で損害賠償の額を定める事について議決いただきましたけれど、これに伴います賠償金に対しましての予算措置でございます。それぞれ歳入歳出 128 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額それぞれ 1,104,128 千円にするものでございます。宜しくお願いいたします。

○町長(渡邊悟君)

町民福祉課長。

○議長(森敏則君)

町民福祉課長。

○町民福祉課長(三根貞彦)

議案第 44 号平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について町長に代わりまして若干説明を申し上げます。

提案の理由につきまして只今町長が申した通りでございますので、補正内容についてご説明申し上げます。

歳出、6 ページにありますけれどもご覧頂きたいと思います。11 款 3 項 1 目 23 節補償補填及び賠償金に今回賠償金となります 128 千円を追加したものでございます。

戻っていただいて 5 ページ歳入でございますけれども、この財源とするために前年度繰越金を 128 千円同じ額を追加したものでございます。

戻っていただいて 1 ページ 2 ページ第 1 表、それから 3 ページ 4 ページの事項別明細書総括につきましては只今説明しました積上げでございますので説明は省略したいと思います。宜しくお願いします。

○議長(森敏則君)

それではこれから質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森敏則君)

質疑はありませんか。質疑が無いようですのでこれで質疑は終了します。

お諮りします。議案第 44 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森敏則君)

異議なしと認めます。従って議案第 44 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森敏則君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 44 号平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 45 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

○議長（森敏則君）

次に日程第 11 議案第 45 号平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 45 号平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)、これにつきましては、歳入歳出それぞれ 9,505 千円を追加いたしまして総額を 822,105 千円とするものでございます。

提案の理由と致しましては過年度の 22 年度の精算を行いましてその結果、介護給付費及び地域支援事業費の実績が下回りましたので、財源であります国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を返還するものでございます。そのため償還金 9,455 千円を追加いたしております。その財源と致しましては、繰越金 9,455 千円を計上しているものでございます。詳細につきましては町民福祉課長に説明をさせます。

○議長（森敏則君）

町民福祉課長。

○町民福祉課長（三根貞彦君）

それでは議案第 45 号平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)につきまして、代わってご説明を致します。

提案の理由につきましては先程と一緒に只今町長が申し上げた通りでございますけれども、まず歳出 7 ページをお開き頂きたいと思っております。

1 款 3 項 2 目 3 節職員手当でございますけれども今回 50 千円を追加いたしております。これは 3 月議会で可決いただきました、東彼杵町嘱託職員に関する条例の制定ということでそれで可決いただきましたので、嘱託職員に対する通勤手当を今回追加したものでございます。

8 ページをお開きください。7 款 1 項 1 目償還金でございますけれども、提案理由にもありましたように前年度介護給付費及び地域支援事業費にかかる国、県、支払基金から交付金がありますけれどもその精算によりまして本年度、前年度分返還金 9,455 千円を計上したものでございます。

戻っていただきまして 5 ページ歳入でございますけれども、7 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金でございますけれども、嘱託職員の通勤手当分にかかる 50 千円を一般会計から繰入れたもの

でございます。

6 ページお願いいたします。8 款 1 項 1 目繰越金でございますけれども、返還金につきまして今回繰越金のうちから 9,455 千円を追加したものでございます。

後のページにつきましては、只今の説明の積上げでございますので説明を省略いたしたいと思っております。宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑無いですか。それでは質疑が無いようですのでこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 45 号は、総務文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第 12 議案第 46 号 平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

○議長（森敏則君）

次に日程第 12 議案第 46 号平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 46 号平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)、歳入歳出それぞれ 893 千円を追加いたしまして、総額 257,193 千円とするものでございます。

提案の理由と致しましては、これは一般管理費コンビニ収納システム改修業務委託料の計上でございます。これにつきましては税、或いは水道料金のコンビニでの支払い、クレジット或いは現金での収納を可能にするものでございますが、一般会計のほうで水道分の方は計上致しておりますのでそれぞれ応分の分の負担を水道会計で行なうと言う事で、今回それぞれ計上するものでございます。財源につきましては今回の繰越金を財源と致しております。慎重なご審議を宜しくお願いいたします。

詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。

○議長（森敏則君）

水道課長。

○水道課長（西坂孝良君）

それでは議案第 46 号をご説明いたします。

まず 6 ページの歳出をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費の 13 節委託料につきましては、水道料金をコンビニエンスストアで支払ができるように現システムを改修するための費用でありまして、893 千円の追加となっております。先程説明がありましたように、一般会計の中で説明がありました収納システムを現在改修中でございますが、水道料金分につきましては簡易水道特別会計で賄うべきものでありまして、一般会計から簡易水道事業特別会計へ更正を行なうものでございます。

次に 5 ページに戻って頂きまして歳入をお願いいたします。8 款 1 項 1 目 1 節の繰越金につき

ましては、先程説明しましたシステム改修工事の財源として 893 千円を計上致しております。

それから戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページにつきましては只今の補正の積上げでございますので説明を省略させていただきます。以上説明を終ります。

○議長（森敏則君）

これより質疑をおこないます。

2 番議員橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

コンビニ収納ということでございますけれど、コンビニというのは今や時代の最先端をいつている場所といたしますか、非常に若い人達に人気のある店舗でございますけれども。

所謂コンビニ収納というのは非常に便利だと思います。便利ですけれども思うのは、これだけ資金を投入してシステムを作って収納率は上がる可能性はどれほどの何か試算はありますか、それとも何年くらいでペイすることができるかそういったところで試算されての上程でしょうか、仮にそこまで出来なかったとしてもいわゆる収納率は上がると考えでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長

○町長（渡邊悟君）

基本的な流れで行きますと当然、農協で支払う、銀行で支払うとあるわけですがけれども、日常コンビニというのは利用しますので所謂納入する機会は増えるかと思しますので収納率はアップするだろうと考えております。

詳細について、税務課長の方から説明させます。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（富永勝君）

一般会計の当初予算の中で税の方のコンビニ収納という事で計上させてもらっています。その中でも収納率については、必ずと確定はできませんけれどもその納付機会が多くなる、そういうことでたとえばこちらの方で滞納者に対して電話する場合も言いやすい、農協とか銀行に行く暇が無いとかそういう事で納めない人が結構います。その人達に対しては 24 時間納められますよと言って、それでも納められなければこちらとしては処分をするしかないということで収納率は上がると思います。

○議長（森敏則君）

2 番議員橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

ちなみにコンビニの収納手数料はどれくらいでしょうか。たとえば他の金融機関と同じくらいでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（富永勝君）

今回うちが導入するコンビニ収納の相手先としては、うちの指定金融機関であります親和銀行が加盟しております地方銀行ネットワークサービスというのがあります。そこを通して各コンビニ全社、全国 45,000 店舗ありますけれども、そこで納められるようにするシステムで 1 件あた

りだいたい 56 円の手数料を頂くということです。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。議案第 46 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 46 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって議案第 46 号平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決されました。

### 日程第 13 議案第 47 号 平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

○議長（森敏則君）

次に日程第 13 議案第 47 号平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 47 号平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)、歳入歳出それぞれ 1,900 千円を追加いたしまして総額を 414,900 千円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、先程議案第 42 号で賠償額の額を定め和解する為という事で提案いたしましたけれどもこの補償費について 1,900 千円を追加計上いたしまして歳入につきましては繰入金金を 1,900 千円追加いたしております。

詳細につきましては水道課長の方から説明いたしますご審議の上宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

水道課長。

○水道課長（西坂孝良君）

それでは議案第 47 号をお願いいたします、まず 6 ページの歳出をお願いいたします。先程説

明を致しました議案第 42 号の損害賠償にかかる補償費と致しまして 1,900 千円の追加計上をいたしたところでございます。

次に 5 ページにもどっていただいて歳入の方をお願いいたします。5 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金につきましては、補償費の財源として繰入金で 1,900 千円の追加計上となりました。

それから 1 ページから 4 ページにつきましては只今の補正の積上げですので説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

只今議案となっております議案第 47 号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第 14 報告第 3 号 繰越明許費に関する報告について

（平成 22 年度東彼杵町一般会計）

日程第 15 報告第 4 号 繰越明許費に関する報告について

（平成 22 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計）

日程第 16 報告第 5 号 繰越明許費に関する報告について

（平成 22 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計）

○議長（森敏則君）

次に日程第 14 報告第 3 号繰越明許費に関する報告について（平成 22 年度東彼杵町一般会計）、日程第 15 報告第 4 号繰越明許費に関する報告について（平成 22 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計）、日程第 16 報告第 5 号繰越明許費に関する報告について（平成 22 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計）以上 3 案を一括議題とします。

本案についてそれぞれ説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 3 号繰越明許費に関する報告について、続きまして報告第 4 号同じく繰越明許費に関する報告につきまして、報告第 5 号繰越明許費に関する報告につきまして、それぞれ 3 号 4 号につきましては財政管財課長、5 号につきましては水道課長に説明をさせます。ご審議の上宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（下野慶計君）

代わりまして報告いたします。

報告第 3 号でございます。平成 22 年度東彼杵町一般会計繰越明許費につきまして別紙の繰越計算書で報告させていただきます。

事業としまして全部で 24 事業でございます。それで繰越の設定金額は 539,864 千円でしたが実際の繰越額が 517,402 千円になります。それぞれの事業につきまして進捗率と完了予定

につきまして報告いたします。

最初に蔵本地区町有地開発行為申請委託料、2,780千円の繰越額でございます。進捗率は90%、今年6月末に完了予定でございます。

次の子ども手当システムにつきましては、法改正が無く繰越額は0でございます。

持家奨励補助金、1,400千円の繰越額で進捗率は100%でございます。5月末に支払を終っております。

次に共聴施設整備事業補助金20,028千円、進捗率100%、6月末に支払い完了予定でございます。

次に、工業団地高度情報通信基盤整備事業補助金14,061千円、95%の進捗率で6月末の完了予定であります。

次に、簡易水道事業特別会計繰出金23,692千円、進捗率が50%で今年の8月末の完了予定でございます。

次に、赤木ヶ原パイロット事業施設撤去工事、3,400千円、進捗率が0%、本年12月末の完了予定でございます。

大村東彼岸地区広域農道整備事業負担金64,000千円、進捗率0%、平成24年3月末の完了予定でございます。

次に道路橋梁維持事業10,000千円、進捗率30%、平成24年3月末の完了予定でございます。

道路橋梁改良事業49,000千円、進捗率60%、平成24年3月末の完了予定でございます。

大野原高原線道路改良事業62,593千円、進捗率50%、平成24年3月末の完了予定でございます。

彼岸港地域自立・活性化交付金事業負担金5,500千円、進捗率90%、6月末の完了予定でございます。

蔵本B団地外壁補修・屋根改修事業26,844千円、100%、5月末に完了しております。

太ノ浦用水土砂対策全体計画事前調査業務委託料14,000千円、進捗率50%、平成24年1月末の完了予定でございます。

平似田太ノ浦線改良事業費131,000千円、進捗率80%、平成23年8月末の完了予定でございます。

原田地区排水路事業費1,000千円、進捗率50%、平成23年6月末の完了予定でございます。

町道里一ツ石線改良事業25,500千円、90%の進捗率で6月末の完了予定です。

防火水槽新設工事5,500千円100%完了しております。4月末に終わっております。

次に小学校図書購入費1,250千円、進捗率20%、本年12月末の完了予定です。

中学校図書購入費860千円、進捗率20%、同じく12月末の完了予定です。

図書管理システムサーバー等更新作業委託料6,300千円、90%の進捗率で6月末の完了予定です。

図書館改修工事7,000千円、進捗率50%、本年7月中旬の完了予定でございます。

図書館図書購入費390千円、進捗率70%、本年8月末の完了予定でございます。

最後に22年農地等災害復旧事業41,304千円、進捗率85%、本年12月末の完了予定でございます。災害は28箇所ございまして27箇所につきましては6月末の完成予定でございまして、ため池1箇所が12月末の完成予定になっております。以上報告を終わります。

○議長（森敏則君）

次に総務課長。

○総務課長（森隆志君）

財政管財課長に代わりまして報告します。

報告第4号公共用地等取得造成事業特別会計繰越明許費の計算書について報告します。この事業につきましては千綿宿郷に計画しております新幹線建設工事にかかわる残土処理の用地補償費、造成にかかる用地補償費を35,400千円繰越しました。内訳としまして用地費が30,000千円、約地権者22名21,000㎡の用地であります。それが30,000千円、補償費がかかわるミカンの木とか農業倉庫5,000千円であります。残り400千円は分筆登記等の測量にかかる経費でございます。今現在の所ここにかかります設計図書を鉄道運輸機構の方をお願いしております、それが返ってくるのを待った状態でございます。用地補償につきまして進捗率は0%でございますけれども、年度末の完了に向けて完了見込みで計画しております。以上宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

次に水道課長。

○水道課長（西坂孝良君）

報告5号、東彼杵町簡易水道事業特別会計繰越明許費について説明します。

里一ツ石線につきましては、1,000千円は建設課町道改良工事に伴うものでございまして6月上旬に完了を致しております。

それから、工業団地配水池増設工事45,404千円につきましては東彼杵グリーンテクノパーク及び赤木工業団地等にかかる水の安定供給を目的として配水池2基を設置するものでございまして、8月末の工期で発注済でありまして現在機器の製作及び組み立て段階で進捗率は50%です。

それから、その他水道管布設替工事ということで4,500千円につきましては、名切地区の水道管布設工事で6月上旬に完了をいたしております。以上報告終了です。

○議長（森敏則君）

以上で説明が終了しましたが報告事項でありますので、これで報告を終ります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

散会（午後12時10分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 23年 11月 14日

議 長 森 敏則

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 堀 進一郎